

## 「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表

「中小企業の会計に関する指針」を次のように一部改正した。

改正指針（令和 5 年（2023 年）5 月 10 日）	現行（令和 3 年（2021 年）8 月 3 日）
<h3 style="margin: 0;">中小企業の会計に関する指針</h3> <p style="margin: 0;">平成 17 年（2005 年）8 月 1 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 18 年（2006 年）4 月 25 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 19 年（2007 年）4 月 27 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 20 年（2008 年）5 月 1 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 21 年（2009 年）4 月 17 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 22 年（2010 年）4 月 26 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 23 年（2011 年）7 月 20 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 25 年（2013 年）2 月 22 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 26 年（2014 年）2 月 3 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 27 年（2015 年）4 月 21 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 28 年（2016 年）1 月 26 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 29 年（2017 年）3 月 9 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 30 年（2018 年）3 月 12 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 31 年（2019 年）2 月 27 日</p> <p style="margin: 0;">改正 令和 3 年（2021 年）8 月 3 日</p> <p style="margin: 0;"><u>最終改正</u> 令和 5 年（2023 年）5 月 10 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;"> <u>日本公認会計士協会</u>  <u>日本税理士会連合会</u>            日本商工会議所            企業会計基準委員会         </p>	<h3 style="margin: 0;">中小企業の会計に関する指針</h3> <p style="margin: 0;">平成 17 年（2005 年）8 月 1 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 18 年（2006 年）4 月 25 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 19 年（2007 年）4 月 27 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 20 年（2008 年）5 月 1 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 21 年（2009 年）4 月 17 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 22 年（2010 年）4 月 26 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 23 年（2011 年）7 月 20 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 25 年（2013 年）2 月 22 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 26 年（2014 年）2 月 3 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 27 年（2015 年）4 月 21 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 28 年（2016 年）1 月 26 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 29 年（2017 年）3 月 9 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 30 年（2018 年）3 月 12 日</p> <p style="margin: 0;">改正 平成 31 年（2019 年）2 月 27 日</p> <p style="margin: 0;"><u>最終改正</u> 令和 3 年（2021 年）8 月 3 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;"> <u>日本税理士会連合会</u>  <u>日本公認会計士協会</u>            日本商工会議所            企業会計基準委員会         </p>

改正指針（令和5年（2023年）5月10日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p><b>【総論】</b></p> <p>（略）</p> <p><b>【各論】</b></p> <p>金銭債権（10－16）  貸倒損失・貸倒引当金（17・18）  有価証券（19－24）  棚卸資産（25－29）  経過勘定等（30－32-2）  固定資産（33－39）  繰延資産（40－44）  金銭債務（45－48）  引当金（49－52）  退職給付債務・退職給付引当金（53－58）  税金費用・税金債務（59－61）  税効果会計（62－67）  純資産（68－72）  収益・費用の計上（73－75）  リース取引（75-2－75-4）  外貨建取引等（76－80）  組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）（81・82）  個別注記表（83－<u>87</u>）</p>	<p><b>【総論】</b></p> <p>（略）</p> <p><b>【各論】</b></p> <p>金銭債権（10－16）  貸倒損失・貸倒引当金（17・18）  有価証券（19－24）  棚卸資産（25－29）  経過勘定等（30－32-2）  固定資産（33－39）  繰延資産（40－44）  金銭債務（45－48）  引当金（49－52）  退職給付債務・退職給付引当金（53－58）  税金費用・税金債務（59－61）  税効果会計（62－67）  純資産（68－72）  収益・費用の計上（73－75）  リース取引（75-2－75-4）  外貨建取引等（76－80）  組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）（81・82）  個別注記表（83－<u>86</u>）</p>

改正指針（令和5年（2023年）5月10日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示（88－90）	決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示（87－89）

**【各 論】** ※脚注追加による脚注番号の変更については省略。

改正指針（令和5年（2023年）5月10日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p>[貸倒損失・貸倒引当金]</p> <p>17. (略)</p> <p>18. 貸倒引当金</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 取立不能見込額は、債務者の財政状態及び経営成績に応じて次のように区分し、算定する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法人税法上の基準による算定方法</p> <p>本指針においては、次に掲げる平成23年（2011年）度税制改正（平成23年（2011年）12月改正）前の法人税法の区分に基づいて算定される貸倒引当金繰入限度額が明らかに取立不能見込額に満たない場合を除き、当該繰入限度額をもって、当期の貸倒引当金繰入額とすることができる<sup>5</sup>。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>[貸倒損失・貸倒引当金]</p> <p>17. (同左)</p> <p>18. 貸倒引当金</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 取立不能見込額は、債務者の財政状態及び経営成績に応じて次のように区分し、算定する。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 法人税法上の基準による算定方法</p> <p>本指針においては、次に掲げる平成23年（2011年）度税制改正（平成23年（2011年）12月改正）前の法人税法の区分に基づいて算定される貸倒引当金繰入限度額が明らかに取立不能見込額に満たない場合を除き、当該繰入限度額をもって、当期の貸倒引当金繰入金額とすることができる<sup>5</sup>。</p> <p>(4)～(6) (同左)</p>
<p><sup>5</sup> 本指針の適用対象となる株式会社の中にも資本金の額が1億円超である</p>	<p><sup>5</sup> 本指針の適用対象となる株式会社の中にも資本金の額が1億円超である</p>

改正指針（令和5年（2023年）5月10日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p>株式会社がある。その場合、会計上は、平成23年（2011年）度税制改正（平成23年（2011年）12月改正）前の法人税法に規定する繰入限度額をもって、当期の貸倒引当金繰入額とすることができるが、法人税法上は、申告調整をすることになる。</p>	<p>株式会社がある。その場合、会計上は、平成23年（2011年）度税制改正（平成23年（2011年）12月改正）前の法人税法に規定する繰入限度額をもって、当期の貸倒引当金繰入金額とすることができるが、法人税法上は、申告調整をすることになる。</p>
<p><b>[引当金]</b> 49. ～ 52. （略）</p> <p><b>【関連項目】</b> 会社計算規則第6条第2項、第75条、第88条第7項、第101条 企業会計原則 第三・四、注解18 役員賞与に関する会計基準（企業会計基準第4号） 第3項、第13項 工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号）<sup>14</sup>第19項、第20項</p> <hr/> <p><u><sup>14</sup> 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用により、適用が終了する。</u></p>	<p><b>[引当金]</b> 49. ～ 52. （同左）</p> <p><b>【関連項目】</b> 会社計算規則第6条第2項、第75条、第88条第7項、第101条 企業会計原則 第三・四、注解18 役員賞与に関する会計基準（企業会計基準第4号） 第3項、第13項 工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号）第19項、第20項</p> <p>（脚注追加）</p>
<p><b>[収益・費用の計上]</b> 73. （略）</p> <p>74. 収益認識 収益は、収入（将来入金するものを含む。）に基づいた金額で商品等の販売や役務の給付を行った時に計上され、企業は、各取引の実</p>	<p><b>[収益・費用の計上]</b> 73. （同左）</p> <p>74. 収益認識 収益は、収入（将来入金するものを含む。）に基づいた金額で商品等の販売や役務の給付を行った時に計上され、企業は、各取引の実態</p>

改正指針（令和5年（2023年）5月10日）

態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければならない。商品等の販売や役務の給付に基づく収益認識基準には、出荷基準、引渡基準、検収基準等がある。

(1)～(2)

(3) 工事契約

区 分	収益認識方法
工事契約 (受注制作のソフトウェアを含む。)	<p>工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。</p> <p>成果の確実性が認められるためには、次の各要素について、信頼性をもって見積ることができなければならない。</p> <p>(1) 工事収益総額<sup>18</sup></p> <p>(2) 工事原価総額<sup>19</sup></p> <p>(3) 決算日における工事進捗度<sup>20</sup></p>

75. (略)

【関連項目】

企業会計原則 第二・一及び三、第三・五及び同注解6  
 工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号）<sup>21</sup>  
 法人税法第64条

現行（令和3年（2021年）8月3日）

に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければならない。商品等の販売や役務の給付に基づく収益認識基準には、出荷基準、引渡基準、検収基準等がある。

(1)～(2)

(3) 工事契約

区 分	収益認識方法
工事契約 (受注制作のソフトウェアを含む。)	<p>工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。</p> <p>成果の確実性が認められるためには、次の各要素について、信頼性をもって見積ることができなければならない。</p> <p>(1) 工事収益総額<sup>17</sup></p> <p>(2) 工事原価総額<sup>18</sup></p> <p>(3) 決算日における工事進捗度<sup>19</sup></p>

75. (同左)

【関連項目】

企業会計原則 第二・一及び三、第三・五及び同注解6  
 工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号）  
 法人税法第64条

改正指針（令和5年（2023年）5月10日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p><b>18</b> 信頼性をもって工事収益総額を見積るためには、工事の完成見込みが  確実であり、また当該工事についての対価の定めがあることが必要であ  る。</p> <p><b>19</b> （略）</p> <p><b>20</b> （略）</p> <p><b>21</b> <u>企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用により、適  用が終了する。</u></p>	<p><b>17</b> 信頼性をもって工事収益総額を見積るためには、工事の完成見込み  が確実であり、また当該工事についての対価の定めがあることが必要であ  る。</p> <p><b>18</b> （同左）</p> <p><b>19</b> （同左）  （脚注追加）</p>
<p>[組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）]</p> <p>81. （略）</p> <p><b>82. 事業分離会計</b></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 適用関係</p> <p>会計上は、企業結合会計と事業分離会計を区別して取扱いが設  けられているが、税制上はこのような区別ではなく、適格組織再編  成と非適格組織再編成とに分類される。また、組織再編成により移  転する資産等の譲渡損益の税制上の取扱いと会計上の取扱いが異  なる場合には、申告調整を行うこととなる。</p>	<p>[組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）]</p> <p>81. （略）</p> <p><b>82. 事業分離会計</b></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 適用関係</p> <p>会計上は、企業結合会計と事業分離会計を区別して取り扱  いが設けられているが、税制上はこのような区別ではなく、適格組織再  編成と非適格組織再編成とに分類される。また、組織再編成により  移転する資産等の譲渡損益の税制上の取扱いと会計上の取扱いが  異なる場合には、申告調整を行うこととなる。</p>
<p>[個別注記表]</p> <p>要 点</p> <p>➤ 会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の</p>	<p>[個別注記表]</p> <p>要 点</p> <p>➤ 会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の</p>

項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されており、かつ、それら以外でも貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならないとしている。したがって、これらの規則に従い注記を行うことが必要である。

➤ その他、本指針で必要とされる注記を行う必要がある。

83. ~ 84. (略)

#### 85. 収益の計上基準の注記

重要な会計方針の「収益及び費用の計上基準」に以下の事項を含めて注記する。

- ・ 当該会社の主要な事業における製品やサービス等の内容、それらに関する収益の計上時点

参考となる注記の例を、「個別注記表の例示」及び「別紙 収益の計上基準の注記例」に記載している。

86. ~ 87. (略)

【関連項目】 (略)

個別注記表の規定 (略)

#### 個別注記表の例示

(会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。))の個別注記表

項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されており、かつ、それら以外でも貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならないとしている。したがって、これらの規則に従い注記を行うことが必要である。

(追加)

83. ~ 84. (同左)

(追加)

85. ~ 86. (同左)

【関連項目】 (同左)

個別注記表の規定 (同左)

#### 個別注記表の例示

(会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。))の個別注記表

改正指針（令和5年（2023年）5月10日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p>の場合)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 重要な会計方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>収益の計上基準</u></p> <p><u>当社は、精密機械であるA製品の製造及び販売並びに汎用品であるB製品の製造及び販売を主要な事業としています。</u></p> <p><u>A製品の販売については、顧客の検収時点で売上を計上しています。</u></p> <p><u>B製品については、出荷時点で売上を計上しています。</u></p> <p>(5) <u>その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項</u></p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>3. ～ 5. (略)</p>	<p>の場合)</p> <p>1. (同左)</p> <p>2. 重要な会計方針</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) <u>その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項</u></p> <p>① ～ ② (同左)</p> <p>3. ～ 5. (同左)</p>
<p>[決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示]</p> <p><u>88.</u> ～ <u>90.</u> (略)</p>	<p>[決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示]</p> <p><u>87.</u> ～ <u>89.</u> (同左)</p>



改正指針（令和5年（2023年）5月10日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p data-bbox="161 231 573 263"><b>別紙 収益の計上基準の注記例</b></p> <p data-bbox="161 327 1086 454">下記は例示であり、会社の状況や収益の計上基準に応じて適宜修正する必要がある。また、複数の事業を営む場合には、主要な事業について、それぞれ計上基準を記載することになる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="161 518 1086 646">1. <u>汎用品の製造及び販売の場合</u>  <u>当社は、主に・・・に関する製造及び販売を行っており、出荷時点で売上を計上しています。</u></li> <li data-bbox="161 710 1086 901">2. <u>顧客による検収に至るまでに、日数を要する製品の製造及び販売の場合</u>  <u>当社は、主に・・・に関する製造及び販売を行っており、顧客の検収時点で売上を計上しています。</u></li> <li data-bbox="161 965 1086 1093">3. <u>店舗での小売業の場合</u>  <u>当社は、主に・・・を店舗で販売する事業を営んでおり、レジにて顧客に商品を引き渡した時点で売上を計上しています。</u></li> <li data-bbox="161 1157 1086 1284">4. <u>インターネットを通じた小売業の場合</u>  <u>当社は、主に・・・についてインターネットを通じて販売する事業を営んでおり、商品の出荷時点で売上を計上しています。</u></li> <li data-bbox="161 1348 1086 1380">5. <u>契約期間にわたるサービスの提供の場合（清掃サービス等）</u></li> </ol>	<p data-bbox="1153 231 1232 263">（追加）</p>

改正指針（令和5年（2023年）5月10日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p><u>当社は、主に・・・に関する・・・を行っており、期間の経過に応じて売上を計上しています。</u></p> <p>6. <u>建設業の場合</u>  <u>&lt;工事完成基準の場合&gt;</u>  <u>当社は、主に・・・の建設業を営んでおり、対象物の顧客への引渡し時点で売上を計上しています。</u></p> <p><u>&lt;工事進行基準を採用しているものと工事完成基準を採用しているものがある場合&gt;</u>  <u>当社は、主に・・・の建設業を営んでおり、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については進行基準（進捗率の見積りは原価の発生割合による）により売上を計上しています。その他の工事については完成基準により対象物の顧客への引渡し時点で売上を計上しています。</u></p> <p>7. <u>システムの受託開発業の場合</u>  <u>&lt;完成基準の場合&gt;</u>  <u>当社は、主に・・・のシステムの受託開発を行っており、対象物の顧客への引渡し時点で売上を計上しています。</u></p> <p><u>&lt;進行基準を採用しているものと完成基準を採用しているものがある場合&gt;</u>  <u>当社は、主にシステムの受託開発を行っており、当事業年度末ま</u></p>	

改正指針（令和5年（2023年）5月10日）	現行（令和3年（2021年）8月3日）
<p><u>での進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては進行基準（進捗率の見積りは原価の発生割合による）により売上を計上しています。その他のプロジェクトについては完成基準により対象物の顧客への引渡し時点で売上を計上しています。</u></p> <p>8. <u>不動産の仲介業で、仲介業務の完了日において仲介手数料の売上を計上している場合</u>  <u>当社は、主に不動産の仲介業を行っており、仲介業務に係る取引完了日に仲介手数料を売上に計上しています。</u></p> <p>9. <u>国内運送業の場合</u>  <u>当社は、主に運送業を行っており、運送業務の完了時点で売上を計上しています。</u></p>	

以 上